

茨木市国民健康保険料滞納者に対する被保険者資格証明書の交付及び
保険給付の一時差止等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(納付相談等の実施)

第2 市長は、資格証明書の交付に際しては、滞納者に納付相談等を実施し弁明の機会を付与するものとする。

2 滞納者に弁明の機会を付与するに当たっては、弁明機会の付与に関する通知書（様式第1号）を、期限を定めて送付するものとする。

3 滞納者は、保険料を滞納している理由が、第3第1項各号のいずれかに起因するときは、省令第5条の8第1項の規定により、特別の事情等に関する届書（様式第2号）に必要に応じて特別の事情があることを明らかにする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、納付相談等において、滞納者に保険料の納付計画について、分割納付誓約書（様式第3号）を作成させるよう努めるものとする。

(資格証明書の交付等)

第3 市長は、滞納者が当該保険料の納期限から省令第5条の6で定める期間が経過するまでの間に、当該納期の保険料を納付しないときは、第2第2項による通知をした後、第6に規定する措置審査委員会の審査を経て、当該滞納者に対して返還請求通知書（様式第4号）により被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する理由により保険料を納付することができないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難に遭ったとき。

(2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

(3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したとき。

(4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき。

(5) 前各号に類する事由があったとき。

2 市長は、前項に規定する省令で定める期間が経過しない場合においても、措置審査委員会の審査を経て、当該滞納者に対して被保険者証の返還を求め資格証明書を交付することができる。この場合においても、前項のただし書の規定を準用する。

3 資格証明書の交付を受けている滞納者が、滞納している保険料を完納した場合、滞納保険料の著しい減少が認められる場合又は第1項各号のいずれかに該当することになった場合は、資格証明書の返還を受けて被保険者証又は短期被保険者証を交付する。

(保険給付の一時差止等)

第4 法第63条の2第1項又は第2項に規定する保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め(以下「保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め」という。)を行うときは、あらかじめ保険給付の一時差止めに係る通知書(様式第5号)により世帯主に対して通知する。

2 保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められている世帯主が、保険料の納期限から1年6月を経過するまでの間において、災害その他政令で定める特別の事情がないにもかかわらず、なお滞納している保険料を納付しない場合において、法第63条の2第3項の規定により一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除するときは、あらかじめ一時差止め保険給付額からの滞納保険料控除通知書(様式第6号)により世帯主に対して通知する。

(被保険者証の交付)

第5 市長は、第3第1項及び第2項の規定により滞納者に資格証明書を交付する場合において、その世帯に属する被保険者の一部が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他の省令第5条の5で定める医療に関する給付(この項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、当該資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。))にあつては、有効期間を6月とする被保険者証。以下この項において同じ。)、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証を交付する。

(措置審査委員会)

第6 第3及び第4に基づく資格証明書の交付及び保険給付の全部又は一部の支払を一時差止め等の適正を審査するため、健康医療部に措置審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる職にある者及び市長が指定する職にある者をもって組織する。

(1) 健康医療部長

(2) 健康医療部保険年金課担当次長

- (3) 保険年金課長
 - (4) 保険年金課長代理
 - (5) 保険年金課国保給付係長
 - (6) 保険年金課国保保険料係長
 - (7) 保険年金課徴収係長
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康医療部長の職にある者を、副委員長は保険年金課長の職にある者をもって充てる。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。
 - 8 委員会の庶務は、健康医療部において処理する。
 - 9 第5に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月13日から実施する。

住所

氏名 様

（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

茨木市長

印

弁明の機会の付与通知書

行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり弁明の機会の付与を行いますので通知します。

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
弁明書の提出期限及び提出先		
上記の弁明書の提出に代えて、口頭による弁明の機会を付与する場合	日 時	
	場 所	
<p>（教示） 弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧又は交付を、行政庁に対し求めることができます。</p> <p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none">1 証拠書類又は証拠物を提出することができます。2 代理人を選任するときは、弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までに委任状等代理権を証する書面を行政庁に提出してください。3 出頭するときは、この通知書を持参してください。		

特別の事情等に関する届書

（提出先）茨木市長

住所

世帯主氏名

㊞

個人番号

電話番号

被保険証番号 茨国

次の特別の事情等により国民健康保険料の納付が困難なので、関係書類を添えて届け出ます。

特別の事情等（具体的に）

- ※特別の事情等があることを明らかにする、次に掲げる書類等を添付してください。
 - ・直近3か月の収入状況が分かる書類（給与明細書等）
 - ・失業が証明できる書類
 - ・借入金が証明できる書類（借用書）
 - ・家賃の支払金額等が分かる書類（契約書、領収書等）

※ 特別の事情等があることを明らかにする書類等の添付がなく「お金がない」、「収入がない」といった記載のみの場合、特別の事情等があると認められず、被保険者証から資格証明書へ切り替えられ、医療費が全額自己負担となりますので注意してください。

分割納付誓約書

年 月 日

(提出先) 茨木市長

住所 _____

氏名 _____ ⑩

電話 _____

国民健康保険料の納付を、下記納付計画どおりに履行し、完納することを誓約いたします。万一違約したときは、資格証明書への切替の不利益処分を受けても異議ありません。

受けようとする理由：						
被保険者番号						
世帯主名						
納付すべき保険料	年度	期数	保険料額	延滞金	督手	備考
						<ul style="list-style-type: none"> ・延滞金は、申請時の金額です。 ・新たに賦課される保険料は、別途納付してください。
納付計画	回数	納付予定年月日			納付予定金額	備考
	1	年	月	日	円	申請時納付額 ・申請時短期証交付 期限 ・ ・ ・申請時資格者証交付 期限 ・ ・
	2	年	月	日	円	
	3	年	月	日	円	
	4	年	月	日	円	
	5	年	月	日	円	
	6	年	月	日	円	
	7	年	月	日	円	
	8	年	月	日	円	
	9	年	月	日	円	
	10	年	月	日	円	
	11	年	月	日	円	
	12	年	月	日	円	
	13	年	月	日	円	
	14	年	月	日	円	
納付方法		持参する・銀行で納付する・その他()				

住所

氏名 様

茨木市長

印

返還請求通知書

あなたに対し、茨木市国民健康保険料を納付していただくよう再三にわたり催告してきましたが、いまだに保険料を納付されておられませんので、国民健康保険法第9条第3項の規定により、国民健康保険被保険者証の返還を求めます。被保険者証を 年 月 日までに 課まで持参してください。被保険者資格証明書をお渡しします。

また、高額療養費、療養費、出産育児一時金等の「現金給付」は、滞納している保険料の納付があるまで、同法第63条の2（第1項・第2項）の規定により、一時差止めます。

なお、災害その他特別の事情があり納付できなかった場合は、速やかに届出をしてください。

◎資格証明書で診療を受けた場合は、保険点数で受診することができますが、被保険者は、診療費の全額（10割）を支払うことになります。

なお、滞納している保険料を納付した場合は、 課において、所定の手続により、保険診療に該当する医療費の7割を支給します。

◎被保険者証を返還されても、保険料の納付義務は継続します。

[教 示]

この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府国民健康保険審査会(大阪府 部 課内)に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告(茨木市長が被告の代表となります。)として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経たないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先

茨木市 部 課 (市役所 階 番窓口)
電話 () ー

保険給付の一時差止めに係る通知書

年 月 日

被保険者証記号番号

〒 ー

様

茨木市長

印

国民健康保険料について、納付していただくよう催告等してきましたが、いまだに納付されておりません。また、納付相談による解消計画の提示もないため、国民健康保険法第63条の2（第1項・第2項）の規定により、下記の保険給付を滞納保険料が一定整理されるまでの間、一時差止をしますので通知します。

なお、保険料の滞納について、災害その他特別の事情があるときは、直ちにその旨の届出をしてください。

記

今回通知の一時差止の対象となる保険給付の内容	保険給付の種類	給付対象額
	1	円
	2	円
	3	円
	合計	円

[教 示]

この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府国民健康保険審査会（大阪府 部 課内）に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表となります。）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経たなくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

一時差止め保険給付額からの滞納保険料控除通知書

年 月 日

被 保 険 者 証 記 号 番 号

〒 ー

様

茨木市長

印

現在、国民健康保険法第63条の2（第1項・第2項）の規定により、保険給付費を一時差止をしておりますが、なお保険料が滞納となっております。したがって、同法第63条の2第3項の規定により、下記のとおり保険給付額から滞納保険料を控除いたします。

記

一時差止に係る保険給付の内容及び控除金額	保険給付の種類		給付対象額	左記からの控除金額
	1		円	円
	2		円	円
	3		円	円
	合 計		円	円
控除の対象となる滞納保険料	年 度	記号番号	納 期 限	保険料金額
	年度			円
	年度			円
	年度			円
	合 計			円

[教 示]

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府国民健康保険審査会（大阪府 部 課内）に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表となります。）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経たなくても処分の取消しの訴えを提起することができます。